

令和4年度 事業計画書

公益財団法人 武蔵野市福祉公社

事業計画

令和4年度運営方針

新型コロナウイルス感染症の流行から2年が経過しましたが、終息の見通しは立っていません。現在流行している変異株は感染力が強いため、対人援助が主要な業務である福祉公社の各部署も影響を受けているところです。今後も感染リスクと向き合う必要がありますが、福祉公社の使命として感染者や濃厚接触者の受け入れなどのセーフティネットとしての機能を果たし、また、感染対策によって得ることのできた動画作成やICT活用等の技術、より磨かれた対応力などを業務に活かします。

福祉公社は昨年度、事業開始40周年を迎えることができました。一方、新型コロナウイルスの感染拡大などにより、支援すべき利用者の様態や社会情勢が変化しています。現在計画期間中である第三期中長期事業計画の最終年度は令和5年度ですが、第四期中長期事業計画の計画期間を1年早め、令和5年度からの計画とします。そのため、令和3年度に実施した事務事業評価を参考に、今年度は福祉サービス第三者評価を受審した上で、計画の策定を進めます。

現在検討を進めている新社屋は、50周年に向けての一大プロジェクトであり、福祉公社の象徴となるものです。併せて、拡大した福祉公社の事業により、増加した利用者のための相談スペース及び職員増による事務スペースを確保する必要があります。市民社会福祉協議会の職員とともに新社屋のイメージなどを検討してきましたが、今年度は「新社屋建設委員会（仮称）」で具体的な実施計画を検討します。

福祉公社の事業は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響もあり、武蔵野市からの委託事業等で業務が増加していますが、この数年で多数の職員が退職を迎えます。そのため人材の確保は急務です。しかし、有資格者や経験のある職員を採用することが困難であり、今年度から大学等の卒業者を対象とした、いわゆる新卒採用を実施します。新卒採用の職員の育成や、利用者の個別性に対応した技術研修の実施、関前スペースの活用など研修方法のさらなる充実を図ります。

本年度は、50周年に向けて新たな1歩を踏み出し、そして新型コロナウイルス感染拡大からの再生に取り組む初年度とするため、下記の3項目を重点項目と位置づけ、精力的に取り組んでいきます。

(重点項目)

- 1 令和5年度を初年度とする第四期中長期事業計画の策定
- 2 新社屋建設実施計画の策定
- 3 職員の確保と人材育成の充実

公益財団法人武蔵野市福祉公社
理事長 森 安 東 光

権利擁護課

令和3年度新設した権利擁護課の各事業について、センター毎に作成したパンフレットを活用し、令和4年度も引き続き普及啓発に取り組みます。また、令和3年度導入した新システムの活用範囲を広げ、業務の効率化にも取り組みます。

権利擁護課としてセンターは3つに分かれましたが、社会資源の開拓、関係機関とのネットワークの構築、チーム支援等について情報共有と協力体制の構築に注力し、権利擁護課一丸となって武蔵野市民への福祉サービスの向上に努めます。

1 つながりサポート事業

つながりサポート事業は、日常生活における相談や入退院の手続き、没後支援等を行い、身近に親族のいない市民が安心して日々の生活を送れるように支援します。また、本事業開始より7年が経過しましたが、引き続き安心して老後を過ごしたいという市民ニーズに応じていくために、より確かな根拠に基づいた事業展開を行えるように、新たな事業スキームについても検討します。

市から受託したエンディング相談支援事業に関しても、利用者の没後までを支援してきた福祉公社のノウハウを活用し対応します。

今後、市民ニーズに寄り添い、信頼に基づいたより良いサービスを提供するために尽力します。

2 権利擁護事業

財産や権利を侵害される恐れがある市民を守るため、権利擁護に関わる総合相談を実施します。武蔵野市担当課、福祉・法律関係者等との連携を深め、個々のニーズに応じて、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業のほか必要な支援につなげます。市民に対する法律相談、介護保険を除く福祉サービスの苦情相談等も行い、市民の権利擁護に努めます。さらに、毎月の各種講座等を通じて、市民が自らの意思で老後を設計できるよう「老いじたく」全般に関する普及啓発にも努めます。講座の開催にあたっては、令和4年度は動画を作成し配信による実施も検討します。

また、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業につながるまでの間、緊急一時的な金銭管理の支援として権利擁護レスキューサービスを実施します。

3 地域福祉権利擁護事業

利用者本人が福祉サービス等を選択することを支援する「地域福祉権利擁護事業」を東京都社会福祉協議会から受託し実施します。判断能力に不安のある認知症、精神疾患、知的障害等がある者が自立した日常生活を送れるよう希望に沿った支援計画を本人とともに作成します。

また、生活支援員が不安を感じないよう後方支援を行うとともに、利用者

支援における活躍の場を広げていきます。

なお、東京都社会福祉協議会からの委託費では賄えない経費部分については老後福祉基金から支出します。

4 成年後見人等受任事業

市民が安心して成年後見制度を利用できるように、武蔵野市の地域福祉を担う法人として成年後見人等を受任します。

法人後見は、複数の職員が協同して多様な知識、経験、情報等を活用することで、被後見人等の複雑なニーズに応えることが可能となります。また、途切れることなく長期間の後見事務を行うことができ、様々な年代の市民の後見人等になることが可能です。それらの強みを活かし、高齢者のみでなく若年者の成年後見人等に積極的に就任することを検討していきます。また、判断能力が低下した市民の中には、命や安全の確保にリスクをかかえる場合があります。そのような市民に対し、適切なタイミングでチーム支援を行えるように、福祉・法律関係機関とのネットワークの構築に一層注力します。今後も本人意思を尊重しながら、本人にとって最良の生活を送れるように尽力します。

令和3年度に開始した、市民後見人の成年後見協力員としての試行についても継続し、今後の仕組みづくりに生かしていきます。

5 生活困窮者自立相談支援事業

令和3年4月に新設した生活自立支援センターで、生活困窮者自立支援法の「自立相談支援事業」「家計改善支援事業」「住居確保給付金事業」を市から受託し実施します。また、令和3年7月に国が創設した「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」の相談支援業務、同年10月に武蔵野市が創設した「特別就職支援金」「住居契約更新料」の申請窓口業務を国、市の動向に応じて実施します。

長期化する新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度もコロナ禍以前に比べ、多くの相談がありました。当該事業がメディアやSNSを通じて広く知れ渡り、今まで相談先が分からなかった人や相談を躊躇していた人も相談に訪れるようになりました。令和4年度もこの傾向が続くことが予測されます。

当該事業の対象者は、複雑な課題を抱えていることが多く、課、制度を超えて多面的なアプローチを行う必要があります。多機関での支援調整会議の実施等、チーム支援の仕組みづくりを市生活福祉課や福祉総合相談窓口と協議しながら模索していきます。また、関係機関とのネットワークの構築や就労支援体制の拡充についても、引き続き取り組んでいきます。

6 生活保護受給者金銭管理支援事業

生活保護受給者の金銭管理支援事業を市から受託して実施します。

利用者が日常生活を円滑に送れるように、本人及び市生活福祉課担当ケースワーカーと課題や支援目標を共有しながら生活費を管理し、滞納等が発生しないよう代理で各種支払いを行います。

また、令和3年度に引き続き、現状の収支状況では事業の継続が困難であることを生活福祉課に説明し、理解を得るとともに、委託費の単価について見直しを求めていきます。

今後も生活福祉課ときめ細かく連携しながら対応していきます。

7 成年後見制度利用促進事業

成年後見利用支援センター（中核機関）を市とともに運営し、相談・利用促進・広報・後見人等支援を担います。

「武蔵野市成年後見制度地域連携ネットワーク連絡協議会」により、専門職団体等関係機関との連携を一層強化し、情報共有を図るとともに、協議会の中で後見人等候補者のマッチングの方法についても検討します。

7市合同後見人等候補者養成事業により、引き続き市民後見人等を養成するとともに、親族後見人等を含む後見人等に対する継続的な支援体制についても検討します。

今後も関係機関等に対する制度の周知に注力し、本人意思を尊重した適切な制度利用の促進を図っていきます。

在宅サービス課

8 居宅介護支援事業

介護保険法に基づく居宅介護支援事業を実施します。

特定事業所加算算定事業所として収入の安定を図りながら、多くの課題を抱えた利用者のケアマネジメントを担当し、福祉公社のケアプランセンターとしてセーフティネットの役割を果たします。そのため、各職員が研修等を定期的に受講し、ケアマネジメント力の向上に努め、係内でのケース検討によりフォローアップ体制の強化を図ります。

今後も新型コロナウイルスの感染動向に留意しながら、多職種と連携しつつ、利用者の在宅での生活を支えます。

9 訪問介護サービス事業

感染症対策を講じながら介護保険法、介護予防・日常生活支援総合事業、自費の訪問介護サービス事業を実施します。

特定事業所加算算定事業としての必須条件となっている、全登録ヘルパー及びサービス提供責任者のスキル向上のため、定期的な集合研修及び会議の動画配信を毎月実施することで利用者への質の高いサービス提供を目指します。経験の少ないヘルパーの身体介護技術向上を図るため関前スペースを新たな研修室として活用していきます。ホームページ・SNSを活用したPR

で介護のイメージアップを強化し介護人材確保につながる取り組みを引き続き行います。なお国の制度を活用した介護職と登録ヘルパーの賃金アップを実施します。引き続き、感染予防のための感染症対策費の支給、スマートフォンの活用等、介護職の職場環境・労働条件の向上に努めます。

介護人材の不足により、サービス提供が困難となった他事業所の利用者を積極的に受け入れます。チームケアを実践し、迅速かつ的確にサービス提供を行い、福祉公社の訪問介護事業所として市民のセーフティネットの役割を果たします。

自費サービスにおいては介護保険サービスの補填以外に、公的制度対象外の市民からの相談依頼にも積極的に対応します。

10 居宅介護サービス事業

感染症対策を講じながら障害者総合支援法に基づき、障害のある者が地域社会において安心して在宅生活を継続していけるよう支援します。身体介護、家事援助、通院等の介助を行うとともに、関係機関と連携を図りながらサービスを提供します。

障害の特性を理解し、いかなる種別の障害に対しても、安定したサービス提供ができるよう、登録ヘルパーへの研修を強化し更なるスキルアップをめざします。チームケアを実践し、迅速かつ的確なサービス提供をします。

市が実施主体である地域支援事業「移動支援」においては、外出時の感染対策を十分に講じながら実施し、障害を持つ者の自立支援と社会参加を促します。

11 生活支援事業

感染症対策を講じながら認知症高齢者の在宅生活の継続及び質の向上と、家族の負担軽減を図ることを目的として、認知症高齢者見守り支援ヘルパー派遣事業を市より受託します。認知症の特性に特化した専門研修を行い、ヘルパーのスキルアップに努めます。

引き続き「高齢者緊急訪問介護事業」を市から受託し、市民のセーフティネットの役割を果たします。

また、「感染症緊急訪問介護事業」については新型コロナウイルスの感染によって起こりうる、高齢市民の緊急時支援を行います。

12 地域包括ケア人材育成センター事業

地域において、将来の介護人材を見出し養成することについては、引き続き啓発広報及び質の高い養成研修事業を展開します。

特に介護職員初任者研修、認定ヘルパー養成研修、喀痰吸引等研修においては、オンラインでは体験できない講義演習を、感染症対策を徹底しながら実施します。

さらにこの3研修については、養成後のサポートが重要と認識しており、

毎年全修了者を対象に、フォローアップの研修や情報交換の場を設けます。

一方、オンラインだからこそ受講しやすい数々の研修について、求められるテーマ内容を精査し、見やすくわかりやすい内容とするよう努めます。

これらの研修事業については、受講促進をすると共に独自で研修事業に取り組む各事業者の負担を軽減し、研修参加が有益となる仕組みを市と検討していきます。

「介護職員初任者研修」における受講料返還制度、「武蔵野市認定ヘルパー養成研修」も対象とした一時保育費用助成など、老後福祉基金を活用することによる受講者支援も継続します。

以上のように、介護・福祉の職に関心を持つ者の養成・育成のほか、就労に向けた相談、介護の仕事にやりがいをもって継続していくための悩みごと相談など多面的に支援していきます。

広報においては、昨年度末新たに介護・福祉人材の就労支援としての広告付き冊子を作成しました。今年度は、さらにブラッシュアップし、現行のホームページや SNS の活用、路線バスのデジタルサイネージ等と共に、より多くの市民、関係者に情報を届ける工夫を重ねていきます。

高齢者総合センター

指定管理事業として、「高齢者総合センター管理運営事業」、「デイサービス事業」、「社会活動センター事業」を実施します。また、武蔵野市受託事業として「在宅介護・地域包括支援センター事業」、「住宅改修・福祉用具相談支援センター事業」を実施します。

これらの事業をとおして、高齢者総合センター条例の目的である高齢者福祉の増進を図り、「まちぐるみの支え合いを実現するための取組み」に寄与します。

13 高齢者総合センター管理運営事業

地域の福祉資源として高齢者福祉の増進を図るため、利用者が施設を安全、快適に利用できるよう維持・管理運営等を実施し、老朽化した箇所の修繕に努めます。修繕不可能な設備の故障については、代用品の手配など代替手段による状況に応じた対応を心掛けます。また、大規模改修に備え、施設点検結果のうち重要なものについて武蔵野市へ報告し共有します。

高齢者の日常生活に不可欠な事業運営を維持しながら、新型コロナウイルス感染症拡大防止に必要な対策を随時検討し、実施します。

引き続き感染症に備えた衛生用品確保、効率的な事業運営に必要な備品確保などを随時検討します。

14 在宅介護・地域包括支援センター事業

地域包括ケアシステムの拠点として、小地域完結型の相談・サービス提供

体制を継続します。新型コロナウイルス感染症の影響を受け、ますます脆弱な高齢者や孤立する高齢者が増加すると考えられます。引き続き、介護保険認定調査やサービス未利用者の実態把握を通じて、適宜必要な支援を実施します。さらに、老人会や民生委員との連携を強化して介護予防事業の推進を図ります。担当地域（西久保、中町、八幡町、緑町）でのミニ講演会や相談会、4地域合同の講演会を開催し、地域の介護予防に積極的に取り組みます。在宅介護・地域包括支援センターの広報も行いながら、相談しやすいセンターを目指します。

独居高齢者に対する身上保護や支援困難なケースについては、関係機関との連携に努め、課題解決に取り組みます。また、地区別ケース検討会を通じて、ケアマネジャーのスキルアップを図ります。権利擁護に関する相談を円滑にするため、連携シート（相談シート）の運用を試行します。

生活支援コーディネーターは、いきいきサロンの立ち上げ・継続支援だけでなく、地域住民と社会資源を丁寧にマッチングしながら、個別課題や地域課題の解決に努めます。引き続き、近隣施設、商店会と連携しながら、高齢者の買い物支援や相互扶助の活動等を支援します。さらに、地域の誰もがいきいきと生活ができるように、地域の介護サービス事業者や住民と連携して、地域ネットワークの強化を進めます。

家族介護教室は、認知症介護に関するテーマやグループワークを通じた介護者支援に取り組みます。また、8050問題や介護離職問題についても、ハローワークや生活自立支援センターと連携し講演会等による情報発信に取り組みます。

15 住宅改修・福祉用具相談支援センター事業

市関連のリハビリテーション専門職の確保・育成と、住環境整備等の総合的な相談窓口の体制を維持・充実させるため、引き続き、当センターにおける専門職の確保・育成のあり方を検討していきます。

住環境整備のノウハウについて民間事業者やケアマネジャー等の支援者に対し情報提供を行います。また、保険者と共に介護保険における住宅改修・福祉用具、家族介護用品の適正利用につなげます。

感染症の収束が見えず、生活場面の縮小、活動量の低下、外出自粛等の社会参加の制限によりコミュニティの繋がりが希薄になり、精神面でのサポートが必要な市民が散見します。心身機能の低下に考慮した福祉用具等の活用、情報提供、他の社会資源へのコーディネートに注力します。

排泄ケア専門員や言語聴覚士による専門相談を継続し、よりよい在宅生活の構築を支援します。介護負担の大きな要因となる排泄の問題に対し、専門員による研修や支援を行い、ケアマネジャー等、支援者の知識・技術の向上に尽力します。市と協働し、排泄ケアに関する啓発を継続して行います。冊子「おしっこトラブルいろいろ」「排便のトラブルいろいろ」、Q&A やハウツーに関する動画配信により知識普及を促進します。

16 デイサービスセンター事業

新型コロナウイルス等感染症の予防を徹底し、常に適切な対応ができるよう研修を行い、安全に事業を継続します。

多課題・重介護・医療依存度の高い利用者等に、個別性に配慮した専門性の高いチームケアを提供します。利用者が安心して過ごせる居場所を整え、必要な介護サービスを提供し、関係機関との連携を常に持ち、いつまでも住み慣れた地域で生活ができるよう支援します。

感染症の長期間の流行により高齢者の活動量が減少しているため、常勤の理学療法士を配置している特長を生かし、運動のプログラム等を充実させ、筋力の維持向上に努めます。祝日の開所は令和元年度から実施しており、必要性が高い連休となる祝日開所を継続し、利用者ニーズに対応します。家族面談は、状況に応じた方法で実施し、家族との情報共有の機会を確保します。

また、在宅介護・地域包括支援センターと協働し、家族介護者支援を行います。職員の研修はオンライン研修を定期的に行い、専門性の向上を図ります。科学的介護推奨加算、口腔機能改善加算等の加算の取得に努め、介護報酬の増収を図り、また、送迎バスにかかる費用の見直しを行い、安定した運営を目指します。

新型コロナウイルス感染症が収束し、地域との交流が安全に実施できる状況になった時には、保育園との交流や夏祭り等の地域交流や、講師・ボランティア活動を再開します。シニア支え合いポイント制度の協力施設としてボランティアの受け入れや、勉強会も同様に再開します。

17 社会活動センター事業

高齢者の健康増進および教養向上、受講を契機とした外出や仲間づくり、生きがいの醸成を目的として、運動・文化・芸術等に関する初心者向け講座および行事を開催します。講座等の開催をとおして、閉じこもり防止や介護予防に寄与します。一人でも多くの高齢者が安心して講座等に参加できるよう、感染症蔓延状況等を注視しつつ、開講期間、実施時間、内容について検討します。

初心者講座修了者等の学びの継続、介護予防、健康の維持・増進、仲間作り、社会参加等を目的として自主グループが組織されていますが、新型コロナウイルス感染症拡大予防のため、高齢者総合センターにおける活動が中止となっています。活動再開に必要な支援など慎重に検討します。

高齢者総合センターを地域に開かれた社会資源として周知し地域福祉を推進するため例年コミュニティカフェを開催していましたが、不特定多数の市民が密集・密接した状況を発生させるイベントであるため、安全性を念頭に実施可否の検討をします。なお、地域福祉団体等との連携について検討します。

市内 18 ヶ所のコミュニティセンター等を会場として、高齢者の生きがい

と健康増進、社会参加の機会提供を目的とした地域健康クラブを実施します。受講者が住み慣れた地域で暮らしを継続できるように、運動強度に応じた3コースを設け、事故を予防し、安全を確保しながら運営します。会場毎に受講者の体力レベルに合わせた運営を行っていますが、講師の見守りだけでは安全性の確保が不足しているため、より安心して受講できる環境について武蔵野市へ提案できるよう検討に着手します。新型コロナウイルス感染症拡大を防止しながら受講者が安心して参加することができるよう、会場である施設、コミュニティセンター等のガイドラインに従い慎重に対応します。

北町高齢者センター

18 北町高齢者センター事業

指定管理事業として、「北町高齢者センター管理運営事業」を実施します。北町高齢者センターは昭和62年に地域の高齢者が多くのボランティアとともに過ごす「コミュニティケアサロン」としてスタートし、平成12年からは介護保険施設としてサービスを提供しています。

(1) デイサービス事業

新型コロナウイルスの感染防止の徹底、研修等による職員のスキルアップ、必要な備品の確保に努め、安心・安全に通所していただける環境作りを継続していきます。

ダイルールの一日利用人数を、新型コロナウイルス感染症の予防の観点から当面制限するとともに、送迎バスの車種、台数を変更し、より小回りの利く送迎体制を確立します。また、口腔ケア等介護保険加算取得による増収に努めます。祝日開所については、引き続き必要性が高い連休に実施し、地域ニーズに対応します。

子育てひろば「みずきっこ」との直接的な触れ合いの世代間交流は困難な状況ですが、WEBでの交流を日常的に行い、利用者が子どもと接し安らげる機会を増やしていきます。

北町高齢者センターの特長でもあるボランティア活動は、利用者と直接は関わらない園芸や、ボランティアが少人数で集う活動を引き続き支援していきます。また、今後のボランティア活動の充実を図るために、ボランティア講座の企画、ボランティア便りの発行等、当センターとの繋がりを持ち続けるための仕組みを構築していきます。新規ボランティアは、新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながらボランティアセンターと協力し獲得に努力していきます。

(2) 小規模サービスハウス事業

入居者が安心して日常生活を送ることができるよう各関係機関と情報共有し、入居者に寄り添って支援していきます。

(3) 子育てひろば事業

令和3年度のプロポーザルの実施結果を踏まえ、委託先が継続して運営し

ていくにあたり、高齢者施設に併設された少人数の子育てひろばとしての特徴を生かせる運営を支援していきます。また、子育て世代に対し高齢者への理解を深めていけるよう、デイサービス利用者との交流を進めていきます。

総務課

19 管理費

理事会・評議員会の運営、人事管理、財務管理、基本財産・老後福祉基金の管理運用、本社社屋の施設管理等、福祉公社が円滑に事業を実施するために必要な組織の運営を行います。

人材の育成については、令和4年度職員研修計画に沿って、体系的に行います。今年度は、新卒者の採用を行うことから、特に新人研修に力を入れます。通信教育の受講支援は引き続き全額助成を実施します。

武蔵野市民社会福祉協議会との事業連携については、平成30年3月に報告された「事業連携推進委員会報告書」に沿って、連携策を実施してきましたが、一定期間経過したことから連携策の見直しを実施します。

福祉公社の認知度をより高めるとともに、福祉公社サービスの利用促進を図るため、平成29年リニューアルしたホームページを刷新します。

本部事務所の建替えの検討については、抽出した課題をもとに、新社屋建設委員会（仮称）にて実施計画を作成します。

福祉公社事業の客観的評価、透明性の確保及び更なるサービスの質の向上等のために、福祉サービス第三者評価を受審します。評価結果は公表され幅広く利用者や事業者へ情報提供されます。

第三期中長期事業計画は、令和5年度までの計画としてきましたが、社会情勢の変化を鑑み1年前倒しして策定することとし、第四期中長期事業計画策定委員会を設置します。

